

(別紙)

「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」(平成 18 年 2 月 1 日 17 消安第 10801 号消費・安全局長通達
最終改正 平成 24 年 1 月 27 日 24 消安第 5353 号)

一部改正新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 別表 2 の付表第 46 のアメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る植物検疫 の実施については、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号(以下「告 示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 ～ 4 (略) 5 生産地における検査 (1) 告示 3 の(1)の検査は、輸出荷口単位でばれいしょ生塊茎の 1 % 以上について、特に傷害、奇形等が認められるものを中心に、適宜、 切開し、検疫有害動植物、特にシストセンチュウがないことを確認す るものとされた。 (2) (略) 6 表示 告示 5 の表示は、次の<u>字句</u>によるものとし、容易に確認できる大きさ でなされるものと<u>された</u>。 PPQ — APHIS — USDA CERTIFIED EXPORT CHIPPING POTATO FOR JAPAN 7 ～ 8 (略) 9 <u>植物防疫官による確認</u> 告示 6 の(1)の検査等の確認は、ばれいしょ生塊茎の輸出期間中に アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に適宜立会い、検疫有害動植物 (特にシストセンチュウ)及び土がないことを確認することをもって行 うものとする。 10 輸入検査及び加熱加工処理手続 <u>輸入検査及び加熱加工処理手続は、以下に定めるところによるものと する。なお、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設 指定要領」(平成 18 年 2 月 1 日付け 17 消安第 10801 号消費・安全局長通 達。以下「指定要領」という。)に基づく指定を受けた施設(以下「指</u>	植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 別表 2 の付表第 46 のアメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る植物検疫 の実施については、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号(以下「告 示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 ～ 4 (略) 5 生産地における検査 (1) 告示 3 の(1)の検査は、輸出荷口単位でばれいしょ生塊茎の 1 % 以上について、特に傷害、奇形等が認められるものを中心に、適宜、 切開し、検疫有害動植物、特にシストセンチュウがないことを確認す るものとする。 (2) (略) 6 表示 告示 5 の表示は、次の<u>様式</u>によるものとし、容易に確認できる大きさでな されるものとする。 PPQ — APHIS — USDA CERTIFIED EXPORT CHIPPING POTATO FOR JAPAN 7 ～ 8 (略) 9 告示 6 の(1)の検査等の確認は、ばれいしょ生塊茎の輸出期間中に アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に適宜立会い、検疫有害動植物 (特にシストセンチュウ)及び土がないことを確認することをもって行 うものとする。 10 輸入検査及び加熱加工処理手続 (<u>新設</u>)

定施設」という。)の所在する港とは別の規則第6条第1項に掲げる港においてばれいしょ生塊茎を輸入し、当該輸入港から指定施設まで輸入したばれいしょ生塊茎を陸路で運搬する場合の輸入検査及び加熱加工処理手続は14に定めるところによるものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 植物防疫官は、(6)の確認に当たっては、当該輸入者に対し、次の事項を遵守するよう指示するものとする。

ア 指定施設までの運搬は、ばれいしょ生塊茎を輸入した際に用いられた密閉型コンテナで行うこと。

イ～キ (略)

(8)～(9) (略)

11～13 (略)

14 別の輸入港の指定施設に陸路輸送する場合の事務取扱い

(1) 輸入港の港頭地域(以下「輸入港頭地域」という。)を管轄する植物防疫所の植物防疫官(以下「輸入港頭地域植物防疫官」という。)は、輸入者から、当該輸入港以外の指定施設への陸路輸送を行いたい旨の申出があったときは、当該輸送の行われる3日前までに輸入検査申請書、処理計画書及び輸送計画書(別記様式8)を提出させるものとする。

(2) 輸入港頭地域植物防疫官は、(1)の輸送計画書の提出があったときは、その内容が次に掲げる要件を全て満たすことを確認し、必要があれば補正を指示するとともに、指定施設の所在する港頭地域を管轄する植物防疫所の植物防疫官(以下「着地港頭地域植物防疫官」という。)に処理計画書の写しを送付し、その内容の確認を求めるものとする。

ア 指定施設の所在する港の輸入関連施設の整備状況に照らし、当該港における外航船によるばれいしょ生塊茎の輸入が困難であると認められること。

イ 陸路輸送に用いられる密閉型コンテナは、ばれいしょ生塊茎を輸入した際に用いられた密閉型コンテナであること。

ウ 陸路輸送に用いられる密閉型コンテナについて、換気口、排水口(ドレン口)等の開口部を確実に塞ぐ方法が適切であること。

エ 輸入検査のために開扉された密閉型コンテナについて、輸入検査後に再度封印する方法が適切であること。

(1)～(6) (略)

(7) 植物防疫官は、(6)の確認に当たっては、当該輸入者に対し、次の事項を遵守するよう指示するものとする。

ア 「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」(平成18年2月1日付け17消安第10801号消費・安全局長通達。以下「指定要領」という。)に基づく指定を受けた施設(以下「指定施設」という。)までの運搬は、密閉型コンテナで行うこと。

イ～キ (略)

(8)～(9) (略)

11～13 (略)

(新設)

オ 輸送経路は、密閉型コンテナの輸送に支障がなく、かつ、指定施設まで可能な限り最短の経路となっていること。また、陸路輸送中に事故が生じた場合に、荷口の回収等の処理を行う輸入者等及び植物防疫官が速やかに事故の現場に到着することが可能な経路であること。

カ 事故発生時、直ちにそのばれいしょ生塊茎の輸入港頭地域植物防疫官に連絡がなされ、必要な措置が講じられる体制が整えられていること、また、その体制による措置の実行が可能なものであると判断されること。

(3) 着地港頭地域植物防疫官は、(2)により輸入港頭地域植物防疫官から処理計画書の写しの送付を受けたときは、その内容が適正であることを確認し、その結果(補正を指示すべき事項があれば、その内容を含む。)を輸入港頭地域植物防疫官に連絡するものとする。

(4) 輸入港頭地域植物防疫官は、輸送計画書の内容が適正であることを確認した場合は、当該輸入者に対し、陸路輸送に当たって、次の事項を遵守するよう指示するものとする。また、輸入港頭地域植物防疫官は、着地港頭地域植物防疫官に、確認した輸送計画書の写しを送付するものとする。

ア 指定施設までの運搬は、(2)の確認を受けた輸送計画書に基づき安全かつ適切に行うこと。また、密閉型コンテナの輸送中、安全に運搬されていることを確認すること。

イ 加熱加工処理は、薄切したばれいしょ生塊茎を摂氏 130 度以上の食用油に2分間以上浸漬して実施すること。

ウ 加熱加工処理の過程で生ずるきょう雑物・残さは、加熱加工処理後直ちに焼却又はそれと同等の処理を行うこと。

エ 指定施設内での運搬及び加熱加工処理の過程で当該ばれいしょ生塊茎及びその残さが分散しないように適切な措置を講じるとともに、運搬終了後及び加熱加工処理終了後は、当該運搬用具、荷役道具及び場所を消毒・清掃し、荷こぼれは焼却又はそれと同等の処理を行うこと。

オ (3)により着地港頭地域植物防疫官から処理計画書の内容について補正を指示すべき事項の連絡があった場合には、処理計画書を補正の上、補正した処理計画書(以下「補正処理計画書」という。)を輸入検査の実施日までに提出すること。

カ (1)の処理計画書の内容の確認を受けた後、当該処理計画書の内容を変更しなければならない事由が生じたときは、遅滞なく着地港頭地域植物防疫官に変更後の処理計画書を提出し、その処理計画書の変更の内容の確認を受けること。

キ 指定施設内において、災害その他の事由により当該ばれいしょ生塊茎に事故が生じたときは、遅滞なくその旨を着地港頭地域植物防疫官に届け出ること。

ク 加熱加工処理を終了したときは、ばれいしょ生塊茎加熱加工処理

- 実施記録表（指定要領の別記様式3）の写しを、遅滞なく着地港頭地域植物防疫官に提出すること。
- (5) (1) の輸送計画書の内容の確認を受けた後、当該輸送計画書の内容を変更しなければならない事由が生じたときは、遅滞なく輸入港頭地域植物防疫官に変更後の処理計画書を提出し、その輸送計画書の変更の内容の確認を受けること。
- (6) 輸入検査は、輸入港頭地域植物防疫官が、輸入港において、ばれいしょ生塊茎及び当該ばれいしょ生塊茎に添付されている植物検査証明書を確認して行うものとする。
- (7) 植物検査証明書が添付されていない場合、告示4の積み込み時の措置に違反するこん包の場合、告示5の封印及び表示がなされていない場合及び密閉型コンテナが破損又は開扉されている場合は、輸入港頭地域植物防疫官は、当該ばれいしょ生塊茎の廃棄又は返送を命じるものとする。
- (8) (6) 及び (7) 以外の輸入検査の手続及び方法は、輸入植物検査規程によるものとする。
- (9) シストセンチュウが発見された場合又は土の付着があった場合には、次により措置するものとする。
- ア 当該ばれいしょ生塊茎を含む荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ シストセンチュウ又は土が付着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。
- (10) 輸入港頭地域植物防疫官は、次の事項を確認した上で、ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書（別記様式4の（イ））を交付するものとする。
- ただし、植物輸入認可証印（別記様式4の（ロ））を押印した（1）の輸入検査申請書の写しをもってばれいしょ生塊茎輸入認可証明書に替えることができるものとする。
- ア 輸入検査で生じた残さ等が清掃の後、収集・密封され、陸路輸送に用いられる密閉型コンテナに搬入されていること。
- イ (2) の確認を受けた輸送計画書に記載された方法により、密閉型コンテナの開口部が適切に塞がれていること。
- ウ (2) の確認を受けた輸送計画書に記載された方法により、輸入検査のために開扉された密閉型コンテナについて、当該輸入検査の後、再度封印が適切になされていること。
- エ 密閉型コンテナ内のばれいしょ生塊茎をこん包している袋の積載状況、コンテナのトレーラーへの固定等が適切であり、安全な運送に支障がないこと。
- オ (4) のオで当該輸入者に補正処理計画書の提出を指示した場合、当該補正処理計画書の内容が適正であることが着地港頭地域植物防疫官により確認されていること。
- (11) 輸入港頭地域植物防疫官は、(4) のオで輸入者に補正処理計画書の

提出を指示した場合であって、当該指示を受けた輸入者から補正処理計画書の提出がない場合又は当該指示を受けた輸入者から再提出された補正処理計画書の確認の結果問題があると判断した場合には、当該ばれいしょ生塊茎を含む荷口全量の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(12) 着地港頭地域植物防疫官は、陸路輸送されたばれいしょ生塊茎が指定施設に到着した際には、コンテナ番号の確認を行うとともに、密閉型コンテナの状態（封印がなされていること、開口部が塞がれていること、亀裂や破損がないこと）を確認するものとする。

(13) 陸路輸送中に事故等が生じた場合、植物防疫官は、アの内容について、(2) で確認した輸送計画書の輸送中の事故発生時における対応計画に基づき、輸入者等に行わせるとともに、イの内容について自ら行うものとする。

ア 輸入者

(ア) 事故等の状況について、遅滞なく輸入港頭地域植物防疫官に連絡すること。

(イ) 密閉型コンテナが破損し積載荷口が散乱した場合は、荷口が散乱した場所の周囲の状況を確認及び記録した上で、当該状況について、植物防疫官に報告するとともに、直ちに荷口の全量を回収すること。回収されたばれいしょ生塊茎は、ビニール袋等に入れ適正に管理するとともに、植物防疫官の指示に従い廃棄すること。植物防疫官から病害虫の分散を防止するための指導を受けた場合は、それに従い適切に対処すること。

(ウ) 植物防疫官が行うイの(ウ)及び(エ)の病害虫調査等に協力すること。

イ 植物防疫官

輸入者から事故等の連絡を受けた場合、輸入港頭地域植物防疫官は、直ちに事故等の発生現場に出向き、事故等の発生状況、荷口が散乱した範囲、ばれいしょ生塊茎の回収状況等を確認するとともに以下の調査等を行うものとする。

なお、事故等が発生した場所等の状況に応じて、輸入港頭地域植物防疫官は着地港頭地域植物防疫官に対応を依頼すること。

(ア) 植栽植物の調査

荷口が散乱した場所の環境（自生・植栽植物の種類、量等）の調査を実施すること。

(イ) 土壌消毒

荷口が散乱した場所において、土壌くん蒸剤等による土壌を対象とした消毒を実施すること。

(ウ) 土壌検診

荷口が散乱した場所において、まんべんなく（センチュウ類の寄主植物の根回りを中心に）土壌を採取し、センチュウ類を対象とした検診を数年間継続して実施すること。

(エ) 病害虫の寄主・宿主植物等の調査

荷口が散乱した場所及びその周辺について、病害虫の寄主・宿主植物（商業収穫物を含む。）がある場合は、当該植物を採取した上で病害虫の調査を数年継続して実施すること。

別記様式 1 ～ 7 （略）

別記様式 1 ～ 7 （略）

別記様式 8 (14 関係)

(新設)

輸送計画書

年 月 日

植物防疫（事務）所（ 支所・出張所）植物防疫官 殿

住 所
輸入者 氏 名 ㊞(注)

月 日 港入港 丸（号）積みの貨物（海上コンテナ）
のばれいしょ生塊茎について、下記により陸路輸送して加熱加工したいの
で、申請します。
なお、万一この計画を変更する場合は、必ず事前に承認を得ます。

記

- 1 陸路輸送を行う理由
- 2 品 名 数量 袋(箱) kg
- 3 コンテナ番号
- 4 封印番号
- 5 輸入検査後、再度封印する方法
- 6 コンテナの開口部を塞ぐ方法
- 7 輸送期間 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで
- 8 輸送経路（予備を含む複数経路）（経路図を添付）
- 9 輸送スケジュール（以下の情報を添付）
（各トレーラーごとに輸送担当者、輸送期間、往復回数、複数の車
両を編成して走行する場合はその内容。また、輸入者の同行の有無
を記載のこと）
- 10 輸送責任者氏名・所属・電話
- 11 輸送中の事故発生時における対応計画 別紙のとおり
- 12 輸送に際して留意すべき事項
 - （1）輸送を行う者に、輸送計画の内容、留意すべき事項を事前に周
知・徹底させること。また、輸送計画書の写しを携行させること。
 - （2）輸送を行う者に、輸送計画書に基づき指定施設までの運搬を安
全かつ適切に行わせること。また、密閉型コンテナの輸送中、
安全に運搬されていることを確認させること。
 - （3）輸入検査のために開扉された密閉型コンテナについて、検査
後、再度封印が適切になされていること。また、密閉型コンテナ

- 一の開口部が適切に塞がれていること。
- (4) 輸入検査で生じる残さ等は清掃後、収集・密封され、陸路輸送に用いられる密閉型コンテナ内に搬入されていること。
 - (5) 事故等があったときは、遅滞なくその旨を出発地の植物防疫所に連絡すること。
 - (6) 事故等により、密閉型コンテナが破損し、積載荷口が放出・散乱した場合にあっては、荷口が散乱した場所の範囲を確認し、植物防疫官に報告するとともに、直ちに荷口の全量を回収すること。また、植物防疫官から病虫害の分散を防止するための指示を受けた場合は、それに従い適切に対処すること。
- 上記の計画により実施されたい。

年 月 日

植物防疫官 氏 名 ㊞

(注) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

別紙

輸送中の事故発生時における対応計画

1. 事故発生時における連絡体制

(1) 連絡を行う責任者の氏名、所属、連絡先等

(2) 連絡網（植物防疫所、輸入者、輸送業者等関係者間の連絡体制及び電話番号等）

2. 密閉型コンテナが破損し、積載荷口が散乱した場合における対応（荷口の散乱場所に係る調査、散乱した荷口の回収等）計画

(1) 対応者の氏名、所属、事故発生時の役割

氏 名	所 属	事故発生時の役割
①		
②		
③		
④		
⑤		

注：責任者は①の欄にすること。

(2) 各対応者の待機場所、現場までの具体的な移動手段の確保状況（車両の台数、車両の待機場所等）

①の者：

②の者：

③の者：

④の者：

⑤の者：

(3) 荷口の散乱場所に係る調査に関する具体的対応

①の者： ②の者： ③の者： ④の者： ⑤の者： (4) 散乱した荷口の回収及び保管に関する具体的対応 ①の者： ②の者： ③の者： ④の者： ⑤の者： (5) 事故発生時に使用する器具・器材の整備状況(器具・器材の種類、数量、保管場所等)	
--	--